

宮崎フェニックスクラブ規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本クラブは、宮崎フェニックスクラブ（以下、本クラブ）と称する。

(所在地)

第2条 本クラブの事務局を事務局長宅または別途定めたところに置く。

(組織)

第3条 本クラブは、宮崎県内在住または出身者でクラブの目的に賛同する、身体障害者手帳保持者または車いす使用者及び協力者をもって組織する。

2. ただし、県外在住であっても本クラブでの活動を希望する者は、面談の上、支障ないと判断されれば、例外として認める。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 本クラブは、宮崎県における身体障がい者の陸上競技の統括団体として、陸上競技の技術向上、普及、振興をはかり、もって心身の健全な発達に寄与するとともに、身体障がい者の積極的な社会参加を促進することを目的とする。

(事業)

第5条 本クラブは、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

1. 会員の発展と相互の親睦融和をはかる。
2. 車いす使用者の陸上競技技術の向上および普及に関すること。
3. 陸上競技に関する各種大会等に選手を派遣すること。
4. 車いす使用の陸上競技者の発掘、育成に関すること。
5. その他、本クラブの目的を達成するために必要な事業を行う。
6. 日本パラ陸上競技連盟（以下、日パラ陸連）、九州パラ陸上競技協会(以下、九パラ陸協)に宮崎県を代表する団体として加入する「宮崎パラ陸上競技協会（以下、県協会と略す）」として暫定的に活動をし、これら上部団体と連携を密にして交流を深めること。(県協会の代行事業)

第3章 会員及び登録

(会員)

第6条 本クラブは、本クラブの目的に賛同する身体障害者手帳保持者、車いす使用者を会員とする。

2. 本クラブの目的や活動に賛同し、その事業活動を援助する個人、法人、団体等を賛助会員とする。

(入会)

第7条 本クラブへ加入しようとする者は、登録の手続きをとらなければならない。なお、16歳未満の者は親の承諾を必要とする。

(登録)

第8条 本クラブへの登録は、年度ごとに行うものとする。毎年4月1日から翌年3月31日までを1登録年度とする。

会費は、本クラブの登録時に納めるものとする。

(退会)

第9条 会員は次の場合は、退会したものとする。

1. 本人が死亡したとき。
2. 本人から退会の申し出があったとき。
3. 本クラブの名誉を著しく傷つけたとき。
4. 会費を2年以上、請求しても納入しないとき。

(除名)

第10条 会員が次に該当する場合は、役員会または総会において出席者の過半数の議決によりこれを除名することができる。

1. 本クラブの名誉を毀損し、またはクラブの目的趣旨に反する行為をしたとき。

(会費の不返還)

第12条 退会、または除名された者がすでに納入した会費は返還しない。

第4章 権利・義務

第13条 会員は、総会に出席し、その議決権を行使するとともに、本クラブ規約に従わねばならない。

第5章 役員

(役員を選任)

第14条 本クラブに次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 1名
3. 事務局長 1名
4. 事務局長補佐 必要数を置くことができる
5. 会計 1名
6. 会計補佐 若干名を置くことができる
7. 会計監査 若干名

第15条 役員を選出は、次のとおり行う。

1. 役員は、総会で会員の中から選考する。
2. 役員の任期は、原則として2年とし再任は妨げない。なお、補欠役員の任期は、残任期間とする。
3. 会員・賛助会員の中から、九パラ陸協の理事を選出する。

(役員の仕事)

第16条 役員の仕事は以下のとおりとする。

1. 会長は、本クラブを代表し、会務を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたときはその職務を代行する。
3. 事務局長は、事務処理等をはじめ、クラブ会務を執行する。
4. 事務局長補佐は、事務局長を補佐し、事務局長が欠けたときはその職務を代行する。
5. 会計は、会計を担当し、年度末において決算報告を行う。
6. 会計補佐は、会計を補佐し会計が欠けたときはその職務を代行する。

7. 会計監査は、本クラブの会計について監査し、総会において報告する。

第6章 会議

第17条 本クラブの会議は、総会及び役員会、三役会とする。

(総会)

1. 総会は、会員総数の過半数以上（委任状を含む）の出席で成立する。
2. 総会は、本クラブの最高議決機関で、会長が議長を選出し、重要会務（役員改選、事業および決算の報告、事業計画および予算、規約改正等）を審議議決する。
3. 会議における議案の採決は、出席者の過半数を持って議決する。ただし、規約の改正については、出席者3分の2以上の賛成で成立する。
4. 総会は、年1回開催する。

(役員会)

1. 役員会は、会長、副会長、事務局長、事務局長補佐、会計で構成され、過半数を持って成立する。
2. 役員会は、年1回以上、会長の召集により開催する。

(三役会)

1. 三役会は、会長、副会長、事務局長で構成され、緊急に対処すべき案件について審議決定する。
2. 三役会は、必要に応じ随時召集する。

第7章 会計

第18条 本クラブの経費は、下記のものにより支弁する。

1. 会員の年会費
2. 助成金
3. 寄付金
4. その他の収入

第19条 会費は、クラブ会費 2,000 円/年。総合計で 5,000 円（日本パラ陸上競技連盟登録費などを含む）とする。

2. ただし、上部団体登録により異なる。賛助会員の会費も内容により異なる。（第19条の補則）

3. クラブのみの入会も認める（県協会が別の場合など）。

(会計区分)

第20条 本クラブの会計は、一般会計と特別会計に区分して行う。

1. 一般会計は、一般的な会務の運営のための会計とする。
2. 特別会計は、特別な事業のための会計とする。

第21条 会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 付則

第22条 本クラブが知り得た個人の情報については、会員および関係者以外には公開しない。

第23条 本クラブの慶弔に係わる規定は、別途定めるところによる。

第24条 本規約は、2001年4月1日より施行する。

本規約は、2002年4月1日より施行する。(会費 3,000 円)

本規約は、2004年4月1日より施行する。(賛助会員の削除、入院日数変更)
(会費 4,000 円)

本規約は、2005年4月1日より施行する。(会計区分の追加：一般、特別)
(役員：正・副会計)
(役員：3名以上は若干名とする)

本規約は、2005年4月1日より施行する。(役員のうち評議員の削除)
(会費 5,000 円)
(役員：正・副会計)

本規約は、2010年4月1日より施行する。(役員体制と会議)
(慶弔規程・金額の変更)

本規約は、2016年4月1日より施行する。(事業と組織、会員、役員)
(会費・第19条の補
則)

本規約は、2018年4月1日より施行する。(退会規定・第9条)
(会費未納が2年以上の場合は退
会)

本規約は、2019年4月1日より施行する。(役員会・第17条)
(役員会に事務局長補佐を追加)

本規約は、2024年4月1日より施行する。(宮崎パラ陸協に名称変
更・第5条、他)(日パラ陸連よりパラに変更要請があったため)
(役員および人数等の変更・第14条、16条、17条。)
(クラブのみの加入会員・第3条の2項および第19条。)

補則関係

第 19 条の補則

宮崎フェニックスクラブ会費の内訳（細則）

1. 会員は、通常年間1名（5,000）円の会費を納める。
ただし、入会する団体の数（階層）により異なる。
2. 会費の内訳は、以下の通りとする。
本クラブ会費2,000円
宮崎パラ陸上競技協会会費500円
九州パラ陸上競技協会会費1,000円
日本パラ陸上競技連盟登録費1,500円である。
3. 賛助会員は、宮崎パラ陸上競技協会会費500円、九州パラ陸上競技協会会費1,000円までとし、クラブ会費は免除する。

第 23 条の補則

宮崎フェニックスクラブ慶弔に係わる贈呈規定

適用項目	金額等	備考
会員の結婚	5,000円 祝電	
会員の死亡	5,000円 弔電	